

刑務所出所者等 職場定着支援事業

事業主の皆様を支援します！

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の再犯防止には、就労先の確保を始めとした安定した就労への取り組みが極めて重要です。愛知県では、刑務所出所者等の雇用において生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作るため、以下の取り組みを実施しています。

雇用した後の
フォローアップは

支援員による職場定着支援

※職場定着支援の詳細は裏面参照

雇用継続の
調整・助言

- ・業務に関する悩み
- ・給料・雇用関係
- ・雇用主（被雇用者）とのトラブル
- ・同僚とのトラブル等の相談・助言・調整



被雇用者



雇用主



訪問・面談



電話・メール



支援員



電話・メール



訪問型の支援

面談の時間、場所は雇用主・被雇用者の都合に合わせて実施

支援員が双方の相談に応じ、職場への定着を図ります。

雇用主同士で
経験談が聞きたいときは

協力雇用主等情報交換会議

日ごろの課題を持ち寄り、
雇用主相互の意見交換

課題解決型ワークショップ



雇用を通じて
立ち直りに協力するには

協力雇用主登録拡大セミナー



協力雇用主：

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主

刑務所出所者等の雇用に関心を持たれた事業主に対し、雇用方法、雇用後の支援制度等を分かり易く説明。雇用実績に富む事業所から経験談を披露。

1

職場定着支援の対象と支援期間

①

保護観察等を受けている人

国(保護観察所)による職場定着支援

期間:原則3か月
(必要に応じて最長6ヶ月まで延長可)

県事業の職場定着支援

期間:国による支援終了に引き続き、原則3か月
(必要に応じて最長6ヶ月まで延長可)

国(保護観察所)の職場定着支援 期間に限りがある(①)

国が職場定着支援をできない人(②)もいる

愛知県による切れ目のない支援

②

「地域援助」の対象の人

国(ハローワーク等)の支援による就職

県事業の職場定着支援

期間:原則3か月(必要に応じて最長6ヶ月まで延長可)

- (注)
- ①愛知県内に居住する刑務所出所者等及び刑終了執行者等(更生保護法第88条の2)のうち、協力雇用主等のもとに雇用され、保護観察等の期間終了に伴い、名古屋保護観察所の「職場定着支援事業」による支援が終了した者であり、本事業の支援について同意している者
 - ②愛知県内に居住する地域援助対象者(過去に犯罪や非行のあった人)であり、名古屋保護観察所に相談したのち、協力雇用主等のもとに雇用されることが決定し、かつ本事業の支援について同意している者

2

職場定着支援の流れ

①

保護観察等を受けている人

働きたい人が名古屋保護観察所へ相談

同意書を提出

保護観察所による求職支援

ハローワーク等による求職支援

②

「地域援助」の対象の人

就職

国による職場定着支援

国による支援終了

愛知県による職場定着支援

被雇用者と雇用主は支援を受けることについて

同意書を提出

3

職場定着支援を受けて役立ったこと



被雇用者

- ・気軽に話せる相手ができ孤独感がなくなった
- ・業務に関する悩み、給料・雇用関係の悩みを聞き、調整してもらった
- ・離職を思い止まった
- ・職場でコミュニケーションが取れるようになった 等々

支援を受けた雇用主・被雇用者のほぼ全員が、一人で悩まなくて済むようになったと回答

雇用主



- ・心情面の負担が減った
- ・被雇用者から業務に関する悩み、給料・雇用関係の悩みを聞き、調整してもらった
- ・被雇用者に助言や注意をしてもらえた
- ・被雇用者への対応方法を助言してもらえた 等々

就労意欲の向上

継続的に相談できる機会を得て雇用に係る不安軽減

職場定着

(注) 令和6～7年度「職場定着支援事業」支援終了時の意見聴取結果